

米子市建設工事最低制限価格設定要領の一部を改正する要領

米子市建設工事最低制限価格設定要領（平成20年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(最低制限価格の算定方法等)</p> <p>第4条 最低制限価格は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該工事の予定価格に対する割合が3分の2以上になるよう、当該各号に定めるところにより算定する。ただし、これらの規定により最低制限価格を算定することが困難であると市長が認めるときは、これらの規定によらないで、最低制限価格を算定することができる。</p> <p>(1) 土木工事 当該工事に係る直接工事費及び共通仮設費の合計額に相当する額、現場管理費の額の10分の9に相当する額並びに一般管理費の額の<u>10分の5.5</u>に相当する額の合計額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に100分の110を乗じて得た額</p> <p>(2) 建築設備工事 当該工事に係る直接工事費及び共通仮設費の合計額に相当する額、現場管理費の額の10分の7に相当する額並びに一般管理費の額の<u>10分の5.5</u>に相当する額の合計額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に100分の110を乗じて得た額</p> <p>2・3 [省略]</p>	<p>(最低制限価格の算定方法)</p> <p>第4条 最低制限価格は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該工事の予定価格に対する割合が3分の2以上になるよう、当該各号に定めるところにより算定する。ただし、これらの規定により最低制限価格を算定することが困難であると市長が認めるときは、これらの規定によらないで、最低制限価格を算定することができる。</p> <p>(1) 土木工事 当該工事に係る直接工事費及び共通仮設費の合計額に相当する額、現場管理費の額の10分の9に相当する額並びに一般管理費の額の<u>10分の5</u>に相当する額の合計額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に100分の110を乗じて得た額</p> <p>(2) 建築設備工事 当該工事に係る直接工事費及び共通仮設費の合計額に相当する額、現場管理費の額の10分の7に相当する額並びに一般管理費の額の<u>10分の5</u>に相当する額の合計額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に100分の110を乗じて得た額</p> <p>2・3 [省略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は、注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の米子市建設工事最低制限価格設定要領第4条第1項の規定は、この要領の施行の日以後に公告する一般競争入札及び指名競争入札について適用し、同日前に公告した一般競争入札及び指名競争入札については、なお従前の例による。